

連絡事項(令和7年度第1回評議員会要項から参照)

会費の納入について

- (1) 納入額 1,200 円 × 郡市会員数
- (2) 納入口座 第四北越銀行 白山支店 預金種目 普通 口座番号 0509019
口座名義 新潟県中学校教育研究会 会長 金山 光宏
(ケンチュウガクキョウイクケンキュウカイ カイチョウ)
住 所 新潟市中央区万代1－3－30 万代シテイホテルビル3階
電話番号 025－290－2251
- (3) 領 収 書 振込時に銀行より発行の「振込金および手数料受領書」をもって、領収書とする。
- (4) 納入期限 6 月末日
- (5) そ の 他
- ・振込手数料は各郡市負担とする。
 - ・郡市がわかる振込依頼人の名称で入金し、請求書、領収書等が特に必要な場合は県中教研事務局へ連絡する。
 - ・会員数については、振込日時点で、各郡市事務局に報告されている人数分を振り込むこととする。そのため、年度当初報告人数と変更があった場合、後日、県中教研事務局と所属する地区事務局に変更人数と名簿データを報告・提出する。

2 郡市事業と事業補助費の執行について

<郡市事業>

- ア 県中教研の研究主題と15部会の重点方針を受け止めながら、新学習指導要領の趣旨を生かし、地域に根ざした研究主題を設定し研究実践に努めたり、先進的な実践、教育情報等にかかわる広報活動を推進したりしながら、会員の研究意欲を一層高める。
- イ 指導力の向上を目指した授業改善を中心とする郡市の研究会や研修会を開催に努めたり、郡市15部会などの個々の独自の取り組みを支援したりする。

(1) 事業補助費の対象

各郡市の実態に応じて執行する

但し、「郡市会員定数×300円の補助」という定義から、郡市中教研の研究推進の目的のもとにした活動（「郡市指定研究の研究推進委員会の活動補助費」「郡市15部会の研修・研究の補助」「活動にかかる旅費、会議費、通信費、印刷費」）、郡市会員全体に有益な情報を与える広報活動（「刊行費」「広報誌発行費」など）などに活用されることが望ましい。

(2) 予算額 300 円×各郡市中教研会員数

(3) 請求と執行 請求手続きは行わず、郡市中教研からの会費納入を確認した後に、県中教研事務局が各郡市中教研事務局へ送金する。

執行にかかる領収書を、「事業補助費収支決算書」に添付し提出する。

(4) 収支決算報告 所定の書式（県中教研ホームページ）により決算報告書を作成する。領収書を添付し、1月末日までに地区中教研事務局へ提出する。地区中教研事務局は、地区で集約したものを県中教研事務局に3月末日までに提出する。

地区活動推進費の執行・請求手続きについて

(1) 地区活動推進費の対象

地区全体にかかわる「地区（郡市）会長会」「地区（郡市）教科部長会」「地区（郡市）研究推進委員会」をはじめとした「旅費」「会議費」「印刷費」「通信連絡費」「消耗品費」「研修補助費」等

(2) 予算額 20,000 円×郡市数（新潟地区においては区数）（令和 3 年度より）

(3) 請求と執行 基本的に県中教研事務局へ事前に申請する。「旅費」については、日時・会場・参加者（学校名）を報告する。なお、「地区活動推進費収支決算書」及び執行にかかる領収書を提出する。

(4) 収支決算報告 所定の書式（県中教研ホームページ）により決算報告書を作成する。領収書を添付し、県中教研事務局に 3 月末日までに提出する。

郡市事業への事業補助費および地区活動推進費の収支決算報告について（補足）

事業補助費および地区活動推進費の執行にあたり、他の収入と合わせて執行した場合は、領収書は写しでの提出を可とします。